

### 21条源泉所得税（PPh21）・個人所得税の申告上の留意事項

2021年度の個人所得税の申告については、2020年11月2日に施行された「オムニバス法」によって定められた以下の点に留意が必要です。

#### 1. 2021年度個人所得税【オムニバス法】

- 特定スキルを持つ外国人(財務大臣規定No.18/PMK.03/2021)は、インドネシア納税者となっから4年間はインドネシア国内所得のみの申告が認められます。
- 上記の場合でも、国外で支払われるインドネシアでの業務に対する給与はインドネシア国内所得に該当し、申告の対象になると考えられています。
- I M T A（就労ビザ）の職業分類と当該財務大臣規定の内容が形式的に一致する場合でも、税務当局に申請して承認を受けなければならず、申請には特定スキルを証明する書類が必要です。
- 申告対象外にできる国外所得がある場合でも、上記の通り申請手続きが必要となりますので、費用対効果等を考慮した上で方針を決定する必要があります。

また、25条源泉所得税（PPh25）については、従来からの論点として以下の点に留意が必要です。

- インドネシアで源泉されていない国外所得について、2020年度に比べて2021年度が減少する場合は、PPh25により還付ポジションになる可能性があります。納税者の意図にかかわらず、個人所得税申告書が還付ポジションになると、還付請求したものとみなされ、税務調査が実施されます。
- 一時的な所得はPPh25の対象外となり得ますが、賞与は一時的な所得に該当しないと考えられています。賞与は将来の支給額が予測できないことも多く、賞与に対するPPh25により還付ポジションになる可能性があります。
- 実務上は賞与を一時的な所得として捉えてPPh25の対象から外すこともありますが、税務当局から指摘された場合は不足分の納付だけでなく、財務省レートを基準に計算した遅延利息が発生します。

一方、2021年11月配信の「**最新の税制改正(税務規定調和法)**」でも説明しましたとおり、2021年10月29日に「税務規定調和法」が施行されました。関連する細則は2022年2月8日現在まだ施行されておらず今後変更が生じる可能性があります、以下の点に留意が必要です。

#### 2. 2022年1月以降の21条源泉所得税（PPh21）【税務規定調和法】

従業員に対する現物支給の一部課税の取り扱いが以下の通り変更となりました。

- 個人の所得として課税され、法人税上は損金算入が可能になりました。
  - ✓ インドネシア現地法人が現物支給している場合は、21条源泉所得税（PPh21）として2022年1月分より申告が必要です。
  - ✓ 例えば日本本社からの現物支給で、インドネシア法人が源泉徴収していない場合は、2022年度個人所得税として申告することになります。
- 全従業員を対象として支給する食料・飲料、業務遂行に必要な支給は対象外です。

なお、本改正により、個人所得税累進課税率も一部変更されています。適用される税率にご注意ください。詳細は2021年11月配信の「**最新の税制改正(税務規定調和法)**」をご確認ください。

## 税務調査の結果に伴う税金費用への影響

インドネシアでは、依然として厳しい税務調査が続いており、税務調査の結果、内容等によっては然るべき会計処理を行う必要があり、その結果財務諸表に重要な影響を与えるケースも考えられます。税務調査の結果、内容等については適切なレビュー、検証を行い、他の年度の類似の取引に対して同様の追徴課税の可能性があるのでどうか、また追加的な税金費用の計上の要否について早めに検討される事が望まれます。

本Newsletterに関するご質問や取り上げてほしいテーマのご要望は、KPMGインドネシアJapan Deskの永田 (Japan.Desk@kpmg.co.id) までお寄せください。

### Siddharta Widjaja & Rekan

#### 監査サービス

33<sup>rd</sup> Floor, Wisma GKBI  
28, Jl. Jend. Sudirman  
Jakarta 10210, Indonesia  
電話: +62 (0) 21 574 2333/574 2888  
ファックス: +62 (0) 21 574 1777/574 2777

### KPMG Advisory Indonesia

#### 税務サービス

33<sup>rd</sup> Floor, Wisma GKBI  
28, Jl. Jend. Sudirman  
Jakarta 10210, Indonesia  
電話: +62 (0) 21 570 4888  
ファックス: +62 (0) 21 570 5888

### Tohana Widjaja

#### Managing Partner and Head of Japan Desk

[Tohana.Widjaja@kpmg.co.id](mailto:Tohana.Widjaja@kpmg.co.id)

### ジャパンデスク 三竿 祥之

#### Country Deputy Head of Japan Desk

[Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id](mailto:Yoshiyuki.Misao@kpmg.co.id)

### Budi Susanto

#### Head of Audit and Assurance Services

[Budi.Susanto@kpmg.co.id](mailto:Budi.Susanto@kpmg.co.id)

### Abraham Pierre

#### Head of Tax Services

[Abraham.Pierre@kpmg.co.id](mailto:Abraham.Pierre@kpmg.co.id)

### 尾花 宏

[Hiroshi.Obana@kpmg.co.id](mailto:Hiroshi.Obana@kpmg.co.id)

### 足立 陽子

[Yoko.Adachi@kpmg.co.id](mailto:Yoko.Adachi@kpmg.co.id)

### 榎本 真吾

[Shingo.Enomoto@kpmg.co.id](mailto:Shingo.Enomoto@kpmg.co.id)

### 小迫 敬靖

[Noriyasu.Kozako@kpmg.co.id](mailto:Noriyasu.Kozako@kpmg.co.id)

ここで記載している事項に関し、KPMG監査クライアントおよびその関連会社へのサービス提供は一部認められていません。

[home.kpmg/id](http://home.kpmg/id)

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

©2022 Siddharta Widjaja & Rekan – Registered Public Accountants, an Indonesian partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.